

剣道七段審査会（京都）要項

1. 期 日

- (1) 令和6年4月30日（火）
- (2) 受付開始・終了および審査開始時刻

ア. 57歳以上（57歳含む）

受付時間 午前9時～午前9時30分まで

審査開始 午前10時（予定）

イ. 56歳以下（56歳含む）

受付時間 午後12時30分～午後1時まで

審査開始 57歳以上実技審査終了後

※本審査会につきましては、高齢の方より受審していただくことになりましたので、受付時間・年齢を確認のうえ、間違いのないようご参加ください。

**※ 受付終了後は、審査の進行上、一切受け付けません。必ず時間を厳守して下さい。
また、午前・午後の受審者は入替えて入館しますので、受付時間に合わせて来場して下さい。**

2. 会 場

京 都 市 体 育 館

（京都市右京区西京極新明町1）

電話 075-315-3741

※別紙案内図参照

3. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則、同細則ならびに剣道称号・段位審査実施要領による。

5. 審査科目

- (1) 実 技

※実技審査においては面マスクおよびシールドを着用して下さい。

- (2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※使用する木刀は全剣連で準備します。

6. 受審資格

平成30年4月30日以前に六段を取得した者。

但し、今回の審査会は、主催者の事情により、例年の5月から4月に移動したため、平成30年5月の愛知県開催の剣道六段審査会合格者も受審資格が認められることとなります。

7. 年齢基準

審査日の当日（4月30日）とする。

8. 申 込 み

- (1) 送付先（申込書・送金表）及び振込先

練馬区剣道連盟

〒176-0023 練馬区中村北2-18-1 練伸館上原道場 上原方

※必ず郵送にて申し込むこと。

- (2) 振込金融機関

ゆうちょ銀行 普通 口座名 練馬区剣道連盟

記号 10090 番号 72748321

店名 ○○八 口座番号 7274832

※ 振込人名義、振込日、団体名、担当者名、電話番号を記入のこと

- (3) 申込締切日

令和6年2月22日（木）

9. 審査料

七段 1人16,719円

10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を合格者の各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」6月号および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に合格者の氏名を掲載する。

11. 安全管理

受審者は、各自十分健康管理に留意し本審査会に参加すること。また、受審者は、健康保険証を持参のこと。高齢の受審者については、特に留意のこと。

主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により、応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。なお、主催者は、審査中の受審者の事故に対し（審査会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、全日本剣道連盟のガイドラインを遵守すること（全剣連ホームページ参照）。

12. 個人情報保護法への対応

（以下を申込者に周知して下さい。）

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

13. 注意事項

(1) 本審査会には、5月11日（土）愛知県・5月19日（日）北海道で実施される剣道七段審査会の受審者は、受審出来ない。

(2) 受審者は、各加盟団体に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。

(3) 審査会場に、車での来場は一切禁止する。

(4) 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。

（ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。）

なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。

※ 本審査会は、審査運営関係者および受審者のみとします。

受審者は、受付時間に来場し審査が終了し合格発表後、会場から退出して下さい。

※ 本審査会では、入場時体温測定を実施し 37.5 度以上ある方は受審できません。

14. その他

審査参加料払込後の返金については、4月10日（水）までに加盟団体を通じて理由を付した書面(FAX、メール可)を練馬区剣道連盟あてに提出すること。

なお、返金額は手数料を差し引いて3,500円を後日、加盟団体へ返金する。

また、剣道七段会場変更（京都府・愛知県・北海道）については4月8日（月）午後5時までに加盟団体を通じて理由を付した書面（FAX可）を東京都剣道連盟あてに提出すること。